字幕放送等の拡充に向けた主な取組

１　字幕放送等の推進

|  |
| --- |
| 平成９年５月　　：字幕番組及び解説番組を「できる限り多く設けるようにしなければならない」と規定する「放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律」を公布平成９年１１月　：郵政省が、平成９年から１０年間の字幕付与可能な放送番組について字幕を付すことを目標とする「字幕放送普及行政の指針」を策定平成１９年１０月：総務省が、平成１９年度から１０年間の字幕放送、解説放送等の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定平成３０年２月　：総務省が、平成３０年度から１０年間の字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定 |

２　字幕番組等の制作費助成

字幕番組、解説番組、手話番組等を制作する者に対し、その制作費（放送番組に字幕等を付与するための追加経費）の２分の１を上限※として、国立研究開発法人情報通信研究機構が助成。平成２７年度から、民間放送事業者に対する、字幕付きＣＭの普及に係る機器整備費用の一部助成を拡充。

※　在京キー５局の字幕番組については助成対象外（生字幕を除く。）。在阪準キー４局の字幕番組については６分の１（生字幕を除く。）、それ以外については２分の１。

【予算額の推移（過去１０年度）】

（億円）